# 第1回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

- **1 開催実績** 令和 2 年 8 月 18 日(火) 15:15~17:15 県庁 3 号館第 1 委員会室
- 2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)

三原 修二(兵庫県経営者協会会長)

福永 明(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)

中後 和子(学校法人和弘学園理事長·明舞幼稚園長)

※三輪 康一 (神戸大学名誉教授)、藤本 和弘 (兵庫県農業会議会長) は欠席。 (オブザーバー)

金澤 和夫(兵庫県副知事)

谷口 芳紀(県市長会会長(相生市長))

庵逧 典章(県町村会会長(佐用町長))

# 3 審議の内容

- (1) 昨年度第3回会議で委員から指摘等があった事項についての報告
- ①外国人労働者の労働環境の整備

(委員)

外国人労働者の受け入れ促進のため、県が実施している取組みについては、しっかりと周知 し、利用しやすい環境づくりをしてほしい。

(委員)

外国人県民への生活相談は、多言語で対応する仕組みになっているのか。

#### (事務局)

多言語(11 言語)で対応している。また、平日だけでなくNGO法人と連携した週末相談も実施しており、増加が見込まれる外国人県民への相談や情報提供を実施している。

## (委員)

技能実習と特定技能は、制度や要件が複雑で、分かりにくい部分がある。外国人材や受け入れ企業双方が利用しやすいものになっているか、常に考えてほしい。

## (事務局)

技能実習と特定技能は、委員ご指摘のような課題がでてきている。国に制度の改善等について提案するとともに、関係部局にも必要な取組みを促す。

## ②市町を超えた認定こども園等の入園希望への対応

(委員)

市境に住んでいる住民の場合、自宅のすぐ近くに他市の園があるにもかかわらず、その園には入園できない場合がある。他市の住民の入園をどのように取り扱うかは、待機児童の状況等を踏まえ、施設が所在する市町が調整するものと思うが、待機児童が減少し、他市の住民への基準点数のマイナスがなくなる方向に向かってほしい。

### (2) 令和2年度の新たな審議項目

①幼稚園型認定こども園の保育室面積基準の緩和

# (委員)

提案者の播磨町が、「幼保連携型認定こども園」ではなく、「幼稚園型認定こども園」への移行を考えているのはどのような理由からか。保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持っている職員を確保することが難しいからか。

# (所管部局)

県では、0歳児から5歳児までの教育・保育の総合的提供を行う「幼保連携型の認定こども 園」を政策的に進めている。

このため既存施設が「幼保連携型認定こども園」へ移行する場合は、県条例で定める面積基準の適用を受けない特例措置を設けている。

また、「幼保連携型認定こども園」の場合、職員は保育士資格、幼稚稚園教諭免許の併有が必要であるが、令和7年まではいずれかの資格でも可となっている。さらに、取得要件についても緩和がされており、少ない単位数の講習を受ければよく、講習の受講に対する支援も行っている。

県として、ハード、ソフト両面で「幼保連携型認定こども園」への移行を支援している中、なぜ、播磨町が「幼稚園型認定こども園」への移行に拘るのか分からない。

#### (委員)

公立幼稚園は、私立の手本になるようより高いレベルを目指すべきである。教育・保育の総合的な提供を行う「幼保連携型認定こども園」への移行を目指してほしい。

また、「幼保連携型認定こども園」の場合、職員は保育士資格、幼稚稚園教諭免許の併有が必要であるが、経過措置や所得要件の緩和等もあるため、高いハードルではないと思う。是非、両方の資格を持つ方を増やしてほしい。

どうしても、「幼稚園型認定こども園」に移行したいのであれば、県の面積基準を満たすよう 保育室を拡張するべきである。

# (オブザーバー)

「幼稚園型認定こども園」に移行したいという播磨町の考えも尊重すべきである。「幼保連携型認定こども園」を推奨しているからといって、「幼保連携型認定こども園」については保育室面積基準の特例措置を設け、「幼稚園型認定こども園」については特例措置を設けず、規制をかけたままにするというのは、押し付けに見える。

新しく建物を作る場合は、面積基準を満たすように1から作ればいいが、既存建物の場合、 各保育室の面積を拡張することは簡単には出来ない。

保育室面積は何平米であっても、保育人数を調整すれば、十分、1人当たりの面積が確保できる。そういったことを条件に特例措置を考えることも出来るのではないか。

#### (委員)

播磨町が、「幼保連携型認定こども園」ではなく、なぜ「幼稚園型認定こども園」への移行を考えているのか確認する必要がある。

また、県が定める保育室の面積基準は、「幼保連係型認定こども園」「幼稚園型認定こども園」「私立幼稚園」については適用され、「保育所型認定こども園」「公立幼稚園」には適用されていないが、なぜそうなっているのか、理由・経緯を調べる必要がある。

#### 《審議を踏まえた対応方針》

播磨町が、「幼保連携型認定こども園」ではなく、「幼稚園型認定こども園」に移行したいと考えている理由、及び県が定める保育室面積基準が「保育所型認定こども園」や「公立幼稚園」には適用されていない理由・経緯を調べ、次回会議で改めて審議する。

# ②高校生が就職活動をする際の「1人1社制」の見直し

## (委員)

1人1社制は、進路指導の一環として、生徒の適正を見ながら企業とも連携し、インターンシップも活用しながら、学校の先生が生徒に、きちんとした就職先を斡旋している。1人の生徒が何社も希望を出すより、今のやり方がいいと思うが、事務局が提案した趣旨はどのようなものか。

## (事務局)

委員ご指摘のような話もあるが、1人1社制については、国の規制改革推進会議でもあり方が 議論され、地域の実情に応じて選択することが妥当ととりまとめられた。これまで続いてきたや り方を、よりよいものにしていく必要はないのか、現在のやり方に問題はないのか、改めて点検 してほしいという思いで事務局から提案したものである。

## (委員)

学校関係者は相当の努力をして、生徒の就職先を斡旋している。先生は生徒の意向を聞いており、そこに就職先を選択する自由度があるのではないか。

高校入学試験の場合、複数の学校に志願できるようになっており、それについては、すごくいいと制度と思う。しかし、就職は別の話で、大学生の就職活動と同じにすべきではない。学校を通す今の制度の方が、企業も学校も生徒にとってもいい。仮に、大学生のように一般でエントリーする方法にした場合に、いい結果がえられるかは疑問である。

今の形をもっと進化させていく方が大切で、複数社の就職試験を受けることが出来るようにすることが改革ではない。

#### (委員)

企業側に立つと、10月の末日までに応募してもらった高校生は、自社しか選択していないため、とても安心だと思う。しかし、高校生はその会社を不採用となった場合に、次の試験を受けなければならない。そのタイムラグが少ないように、企業側はしているのか。高校生のことを考えると、早く駄目であれば駄目と言ってあげて、次の行動ができるようにしてほしい。

#### (所管部局)

高校生の求人には指定校求人と公開求人がある。指定校求人は、この学校から例えば1人採用すると企業から指定されるもので、学校から推薦を受けた高校生は、その会社に就職できる可能性が高い。高校生の求人の大半が指定校求人となっており、高校生は安心した状態で指定校求人を選び、就職先が決まることから、現行制度は非常にありがたい制度である。

また、45都道府県は1人1社制をとっており、2県のみ複数社選択が可能な制度となっている。 なぜ複数社制をとっているのか確認したところ、求人数が少ないため、複数社選択を可能にして いると伺った。

#### (事務局)

これまで続けてきた1人1社制が安定した制度であるとはいえ、本当に複数社を希望するようなニーズがないのかという点も確認したい。

# (所管部局)

全国アンケートでは、1人1社制が望ましい、もしくはこれでよいと考える高等学校の進路指導担当教員の割合は86.7%、企業の割合は75.8%となっている。また、高卒就職者については、1度に1人1社づつの応募でよいとする割合は68.2%、同時に2社以上応募できた方がよいとする割合は31.8%となっている。学校側、企業側、高卒就職者の多くが現行制度がよいと言っているデータがある。

## (委員)

1人1社づつの応募でよいと答えた高卒就職者や、同時に2社以上応募出来たほうがよいと答えた高卒就職者が、なぜそう思っているのか、もう少し調べることはできないか。

# (オブザーバー)

大学生の場合、大卒後3年以内に3割が退職していて、かなりのミスマッチが起きている。高校生の場合にどんなトレンドになっているのか。そのようなデータを比較しながら議論してもよいのではないか。

## 《審議を踏まえた対応方針》

1人1社づつの応募でよい思っている高卒就職者や、同時に2社以上応募できた方がよいと思っている高卒就職者は、なぜそう思っているのか、高卒就職者、大卒就職者の早期離職率の状況等を調べ、次回会議で再度審議を行う。

# ③市街化調整区域における開発許可基準の緩和

(委員)

・意見なし

#### 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

# ④市街化調整区域における特別指定区域の指定手続に係る事務手続の迅速化

(委員)

意見なし

# 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

### ⑤市町が実施するがん検診における医師の立会い義務の緩和

(オブザーバー)

平成26年に診療放射線技師法が改正され、胸部X線撮影の医師の立会い義務が不要になった。 この時、なぜマンモグラフィ検診について、医師の立ち立会い義務が残ったのか。胸部X線撮影 と同じくマンモグラフィ検診も造影剤を注入することもなく、また国家資格をもった放射線技師 が適量の放射線を照射するものであるため、医師の立会い義務は不要と考える。

#### (委員)

所管部局の対応方針に反対ではないが、マンモグラフィ検診は痛みを伴うケースがある。受診 される方が、気分が悪くなったりすることがないよう、放射線技師の熟練に向けた研修等を実施 してほしい。

## (所管部局)

平成 26 年に診療放射線技師法が改正された当時は、乳がん検診に視診、触診という項目が残っていた。このため、マンモグラフィ検診については、医師の立会い義務が残ったのだと思う。

その後、乳がん検診の指針が変わり視診、触診は推奨しないとなった。今は推奨される方法はマンモグラフィ検診だけとなっているので、医師の立会い義務は不要と思う。

また、マンモグラフィ検診を行う放射線技師は、全て研修を受けることとなっている。さらに、本県では、女性には女性の放射線技師がいいと思うので、医師の立会い義務よりは、女性の放射線技師を増やすことで、がん検診の受診率を増やしたい。

# 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

## ⑥行政手続に関する書面規制、押印手続の見直し

(委員)

意見なし

# 《審議を踏まえた対応方針》

国の取組等も踏まえ、対応可能なものから県で見直しを行い、その取組状況を次回会議で報告する。

# ⑦電子収納の促進

## (委員)

キャッシュレス化すると、決済事業者等に対する手数料が発生し、収入減になるのか。

#### (事務局)

手数料部分は収入減になるが、事務手続の効率化による経費削減等も考えられる。また、手数料率は、施設毎に契約するのではなく、ある程度一括して契約することで下がる可能性もある。さらに、証紙については、現在も売り捌く段階で手数料が約3%かかっているので、そこはコスト増にならない部分である。

#### (事務局)

キャッシュレス化は電子申請と一体的に考えるべきところもあるのではないか。

### 《審議を踏まえた対応方針》

キャッシュレス化の導入にあたっては、決済事業者等に対する手数料発生による収入減だけでなく、事務効率化による経費の削減等を踏まえ検討する必要がある。また、電子申請と一体的に考えるべきところもある。今回会議の意見を取りまとめ、次回会議で報告する。